

直接請求制度（法律上の制度）	(法律による) 住民投票制度	(条例による) 住民投票制度
<p>【住民→執行機関】</p> <p>① 条例の制定・改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。） （地方自治法第12条第1項、第74条第1項） →選挙権を有する者の1/50以上の者の連署が必要 →地方公共団体の長に対して行う →長は意見を付けてこれを議会に付議</p> <p>② 事務の執行に関する監査請求 （地方自治法第12条第2項、第75条） →選挙権を有する者の1/50以上の者の連署が必要 →地方公共団体の監査委員に対して行う</p> <p>③ 住民監査請求 （地方自治法第242条） 対象は財務会計上の違法・不当な行為に限られる →個々の住民に認められ、住民単独で請求できる →地方公共団体の監査委員に対して行う</p> <p>④ 住民訴訟 （地方自治法第242条の2） 違法・不当な財務会計上の行為について、住民監査請求によりこれを是正できないとき →住民訴訟を提訴できるのは、住民であって、かつ、監査委員に対し、監査及び必要な措置を講ずべきことを請求したもの→裁判所に対し行う</p> <p>⑤ 主要公務員の解職請求 （地方自治法第13条第2項、第3項、第86条） 住民の1/3以上の連署→市長は議会へ付議 →定足数2/3、3/4以上の同意で失職</p>	<p>【住民→執行機関】</p> <p>⑥ 長の解職請求 （地方自治法第13条第2項、第81条） 住民の1/3以上の連署→住民投票の実施→過半数の同意で失職</p> <p>⑦ 「合併協議会」設置に関する住民投票 （市町村の合併の特例等に関する法律（市町村合併特例法第4条）） 住民の1/50以上の連署→議会へ付議 住民の1/6以上の連署→住民投票の実施→過半数で議会の議決とみなす</p> <p>⑧ 地方自治特別法の賛否投票 （憲法第95条、国会法第67条、地方自治法第261条、第262条） 住民投票の実施→住民の過半数の同意で成立 広島平和記念都市建設法、首都建設法、横浜国際港都建設法など</p> <p>【住民→議決機関】</p> <p>⑨ 議会の解散請求・解散の投票 （地方自治法第13条第1項、第76条） 住民の1/3以上の連署→住民投票の実施→過半数の同意で解散</p> <p>⑩ 議員の解職請求・解職の投票 （地方自治法第13条第2項、第80条） 住民の1/3以上の連署→住民投票の実施→過半数の同意で失職</p>	<p>常設型</p> <p>投票の対象を特定の問題に限定せず、住民投票の要件や手続等について定め、住民投票条例を制定する型 「〇〇市住民投票条例」</p> <p>個別型</p> <p>市町村合併の是非や産廃処分場の設置など、特定の問題についてその都度個別に条例を制定する型</p>

--	--	--